

令 8 香南市監査委員告示第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により、定期監査結果報告を公表する。

令和 8 年 2 月 19 日

香南市監査委員	有 岡 正 博
同	安 岡 敬 子
同	中 屋 和 彦

令和 7 年度定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告書を提出する。

なお、監査の実施に当たっては、香南市監査基準に準拠した。

定期監査結果報告書

第 1 監査の概要

1 監査の種類 財務監査

2 監査の期間 令和 7 年 10 月 6 日（月）から 16 日（木）まで

3 監査の対象事項

令和 6 年度決算のうち、下記の中から監査委員が選定したもの

(1) 契約・財産収入関係

【歳入】

財産収入（財産貸付収入、不動産売払収入、物品売払収入）

【歳出】

委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費(100 万円以上)、補償補填及び賠償金

(2) 指定管理者関係

本市の施設の指定管理者になっている団体

4 監査の対象課

(1) 契約・財産収入関係

契約管財課、総務課、情報政策課、人権課、地域支援課、企画財政課、税務収納課、市民保険課、福祉事務所、高齢者介護課、健康対策課、防災対策課、商工観光課、住宅政策課、環境対策課、農林水産課、建設課、学校教育課、こども課、生涯学習課、消防本部、上下水道課

(2) 指定管理者関係

生涯学習課

令和6年度 指定管理委託料 香南市マリンスポーツ施設

5 監査の着眼点

(1) 契約・財産収入関係

ア 契約事務について、方法や手続は適正かつ公平に行われているか。

イ 財産の取得及び処分の手続について、相手、時期、価格、登記は適時かつ適正に行われているか。

(2) 指定管理者関係

ア 公の施設の管理運営に係る出納その他の事務について、法令等に基づき適正に行われているか。領収書等の証拠書類の整備・保存は適切か。

イ 条例及び協定書等に沿って適切な管理が行われているか。

6 監査の実施内容

関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

第2 監査の結果

1 契約・財産収入関係

今回の監査は、契約・財産収入関係について関係書類の審査を行うとともに、関係職員から説明等を聴取し監査を行った。

次のとおり留意、改善すべき事項が認められたので、これらを踏まえ根拠法令等に留意し、適正な事務の執行に努められたい。

(1) コロナワクチン接種予約システム構築及び運用委託業務について（健康対策課）

指摘事項：業務委託契約書の契約期間に誤りがあった。

コロナワクチン接種予約システム構築及び運用委託業務の業務委託契約書中の履行期間が、正しくは「自 令和6年3月28日 至 令和8年3月31日」とならなければならないところ、「自 令和6年3月28日 至 令和6年3月31日」となっていた。契約の相手方が、今年度分のみ契約書であると誤認し、市側が作成した契約書の履行期間を訂正し、市へ提出した。その後の市側の確認が不足していたため、履行期間が誤っている状態のまま契約が締結されたものである。契約書は双方の合意内容を明確にしたものであり、契約書の記載内容の誤りは、後々にトラブルの原因になりかねない。今後は、このようなことがないように、課として確認の体制を確立されたい。

(2) 佐古保育所保育室他床改修工事について（こども課）

指摘事項：改修工事発注時には、計画的な事前協議が必要である。

佐古保育所保育室他床改修工事では、当初、4歳児室は工事の対象とはなっていなかったが、当初契約を締結した後に4歳児室に修繕箇所が見つかったため、契約の変更を行い、追加で工事の対象としている。新たに見つかった修繕箇所は床剥がれであり、事前に部屋を点検しておけば発注前に発見可能な破損であったと思われる。

当初の仕様書の条件で計算された設計金額の価格競争によって、契約の相手方とする事業所が決定となるため、仕様書を作成する前に、追加工事が発生しないよう十分な点検を行うべきであったと考える。

また、予算を計上するための見積もりを依頼する際に、対象修繕箇所が把握できていなければ、予算を補正して追加要求することとなり、市の厳しい財政状況を考えると適切な契約方法とは言い難い。

修繕工事を発注する際は、このことに留意の上、計画的に契約事務に取り組みたい。

2 指定管理者関係

- | | |
|---------------|--|
| (1) 対象指定管理者 | NPO 法人 YASU 海の駅クラブ |
| (2) 担 当 課 | 生涯学習課 |
| (3) 委 託 業 務 名 | マリンスポーツ施設の管理に関する指定管理業務 |
| (4) 指定管理委託料 | 7,676,000 円 |
| (5) 指定管理の業務範囲 | 利用の許可又は制限に関する業務
利用料金の收受、減免、還付その他徴収に関する業務
施設及び設備等の維持管理に関する業務
マリンスポーツの振興に関する業務
マリンスポーツ施設の設置の目的（ヨット等マリンスポーツ |

の普及、市内外の愛好者や小・中学生の体験・交流の場とする)を達成するために教育委員会が必要と認める業務

(6) 意見

指定管理者に対し、マリンスポーツ施設の管理運営に係る出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、諸帳簿について検査・確認し、条例及び協定書に沿って適正な管理が行われているかに重点をおいて監査を実施した。

また、担当課に対しては、指定管理者への指導監督が適切になされているかについて監査を実施した。

指定管理者における出納及びその他関連事務並びに担当課の指導状況について監査した結果、不十分な点が多数見受けられた。

① 指定管理業務と自主事業の区別について

香南市マリンスポーツ施設の管理に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）第2章第10条第2項で「指定管理者は、自主事業を実施する場合は、市に対して本業務の事業計画書とは別に事業計画書を提出し、事前に市の承諾を受けなくてはならない。」と規定している。ところが、提出された事業計画書では、指定管理業務と自主事業の両方について書かれており、自主事業としての事業計画書は提出されておらず、市は自主事業の承諾を口頭のみで行っていた。

しかし、基本協定書第10章第42条第1項で「本協定に関する指定管理者間の請求、通知、申出、報告、承諾及び解除は、本協定に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。」と規定しているため、口頭のみ承諾では不十分である。

② 事業報告中、業務に係る経費の収支状況の、決算額誤りについて

決算額のうち収入として、海の駅クラブからの繰入額が記載されていたが、正しくは、繰入は0円であった。また、人件費の支出の金額も誤っており、当初、収入と支出の合計額は同額であったが、金額訂正後は約70万円の黒字となっている。

③ 減免申請書の収受について

香南市マリンスポーツ施設の設置及び管理に関する条例施行規則第7条第1項では、利用料金の減免を受けようとする際には、指定管理者が定める申請書を提出し、承認を得なければならない旨を規定しているが、減免申請書は収受していなかった。実際に、減免は行っているため、該当する利用者に減免申請書の提出を求めなければならない。

④ 利用申請書等の取扱いについて

施設利用申請書が一部しか残されておらず、利用状況を調べるには取引明細書の収入の記載から調べなければ把握できない状態となっている。また、利用申請書を確認したところ、利用を許可したことや、料金の記載がないものが多く見られた。利用申請書は収入の根拠となる重要な書類であるため、利用実態が分かるように記入、保管しなければならない。また、未収金の有無を把握するためにも帳簿を作成し、適正に収納管理することが必要である。

⑤ 指定管理者制度導入施設評価シートの評価について

指定管理者制度を導入している施設の管理運営等が適切に行われているかについて、毎年度、担当課は評価を行っている。その評価シートには、「現金の管理は適切に行われているか」や「施設の利用許可は適切に処理されているか」などといった評価の指標があり、それらを基に評価を行うようになっている。①から④までに述べたような状態でありながら、判定は A であり、「適切に実施されています」と評価している。担当課は、指定管理者の管理状況等を正しく把握して評価しているのか疑問である。評価シートは、評価委員会が評価するための基となるものである。担当課は、事業報告書を確認するだけでなく、実態を把握した上で評価されたい。

⑥ ポイントの取得について

燃料や消耗品等の購入の際に、個人が、購入先の店のポイントを取得している状態が見られた。これらの購入は、指定管理委託料によるものであり、公金による支払である。公金を使用して、個人が私的に利益を得ることのないよう、注意されたい。

以上のように、事務が適正に行われているとは言い難い状態であり、担当課の、指定管理者への指導監督も不十分であった。

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項で「普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。」と規定されている。普通地方公共団体は当然、公の施設を適正に管理しなければならないが、指定管理者もまた、地方公共団体の代わりに管理を行うのであるから、公の施設の管理を適正に行わなければならない。また、その管理に関する責任は市に帰属する。

今後は、担当課は指定管理者との連絡・相談を密にして指導監督を行い、施設の管理業務がより適正な状態に改善されることを望むものである。

3 総括

今回の監査においては、総じて契約関係書類中の不備は減少していると感じる。これは、契約事務の主管課である契約管財課が契約事務研修やマニュアル作成を行い、職員の契約事務に関する知識向上に取り組んできた成果である。

本市では、令和6年度から各課において電子契約が行えるようになり、電子契約システムによる契約が多くなっているが、この電子契約では、契約の合意締結の遅れが複数の部署で見受けられた。電子契約においては、受注者、発注者の双方が合意し、契約締結済みであることを電子署名によって証明する。ただし、電子署名は電子ファイル内に記録されているものであり、契約書面上では確認できないため、書面で確認できるよう電子契約サービスから合意締結証明書を発行している。この合意締結証明書では合意を認証した日時が記録されているが、契約日と合意を認証した日にずれが生じていた。基本的には、担当課長の合意認証日が契約日となるが、年度末や年度初めの繁忙期は、やむを得ず多少のずれが生じる場合がある。しかしながら、工期を過ぎた後に合意を認証している事例や、変更が発生することが早期に分かっていながら、変更契約についての合意認証日が工事完成日の前日になっていた事例などは、明らかに不適正な合意認証日である。これは、電子契約の手続についての理解が不十分であることや、受注者との協議や事務の遅れが、後の事務に影響し、最終的に契約の合意締結の遅れを招いていることが原因と考えられる。

契約管財課は、電子契約についても、職員の知識向上に努めてほしいものである。

また、指定管理者制度では、指定管理者は地方公共団体と同水準の公平性や透明性が求められることを自覚しなくてはならない。担当課は、その点についての指導に注力願いたい。